

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
(福井県くろまぐろ(小型魚)定置漁業)

漁業法(昭和24年法律第267号)第31条に基づき、「福井県くろまぐろ(小型魚)定置漁業」の漁獲量等を公表する。

令和8年2月3日
福井県知事 石田 嵩人

- 1 漁獲量等の公表を行う管理区分
福井県くろまぐろ(小型魚)定置漁業
(令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで))
- 2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和8年2月2日現在)
漁獲可能量に対する漁獲量の割合: 75.0%(A/B)
漁獲量(A): 36.8トン(速報値)
漁獲可能量(B): 49.1トン